

自治会規約改正新旧条文対比表

1.

現 行 規 定	改 正 規 定
第一章 総 則 (名称) 第1条 この会は、東大枝自治会(以下『自治会』という。)と称する。 (事務所) 第2条 自治会は、事務所を梁川町大字東大枝地内会長宅に置く。 (区域) 第3条 自治会の区域は、梁川町大字東大枝(以下、区域という。)とする。 (目的) 第4条 自治会は、良好な地域社会の維持と形成のため、民主的な運営の下に、次の各号に掲げる地域的な共同活動を行なうことを目的とする 一、自治、福祉、教育、文化、等地域の振興とコミュニティの醸成に関する 二、東大枝区有財産の管理運営に関する事 三、自主防災に関する事 四、区域内公衆用道路用排水路等の維持管理及び生活環境の保全に関する事 五、町役場ほか行政機関等との連絡調整に関する事 六、その他、目的達成に必要な事項 (組織) 第5条 自治会に次の組織を置き、事務を分掌する。 一、大字会 二、区有財産管理運営委員会 三、自主防災会 第二章 (会員の資格) 第6条 自治会の会員は、区域に住所を有するすべての個人がなることができる。 2 自治会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上妥当であると認められ場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を阻むことができない。 3 自治会は、区域に事業所若しくは事務所を置く組合若しくは法人等の団体又は住所は有しないが不動産を所有する個人若しくは法人を、賛助会員にすることができる。	第一章 総 則 (名称) 第1条 左に同じ (事務所) 第2条 自治会は事務所を梁川町東大枝字北町132番地-1 (区域) (東大枝地区交流館)に置く 第3条 左に同じ (目的) 第4条 左に同じ 一、自治福祉教育文化等地域の振興交流とコミュニティの醸成 二、左に同じ に関する事 三、地域防災、防犯、交通に関する事 四、左に同じ 五、市、市議会等行政機関他との連絡調整に関する事 六、左に同じ 七、東大枝地区交流館の管理運営に関する事 (組織) 第5条 自治会の組織運営は別表1組織図、別表2部会構成 第二章 (会員の資格) 第6条 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ

現 行 規 定	改 正 規 定
(入会金) 第7条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会金を納入しなければならない。 2 入会金の額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。 (会費等) 第8条 会員又は賛助会員は、会費を納入しなければならない。 2 会員又は賛助会員は、共同作業等の義務を負う。 3 会費の種類、金額及び徴収方法並びに共同作業等は、総会の議決を経て別に定める。 4 会長は、災害、事故、障害等により生活が困難になった者、世帯主が学生、生徒等である者の会費等について、役員会の議決を経て減免することができる。 (退会) 第9条 会員又は賛助会員が区域に住所を有しなくなるなど、会員の要件を満たさなくなったときは、退会したものとみなす。 2 退会しようとする者、書面をもってその旨を届けなければならない。 (会費の不返還) 第10条 会員が、すでに納入した会費、その他の拠出金は、これを返環しない。	(入会金) 第7条 左に同じ 2 左に同じ (会費等) 第8条 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ (退会) 第9条 左に同じ 2 退会しようとする者はその旨届けなければならない (会費の不返還) 第10条 左に同じ
第三章 役員 第11条 自治会に次の役員を置く。 一、会長 1名 二、副会長 3名 三、区有財産管理運営委員会 7名 四、自主防災委員 7名 五、組長 8名 六、理事 3名 七、監事 3名 2 役員は総会において選任する。 3 会長、副会長、理事、監事は、相互に兼ねることができない。 4 副会長は区有財産管理運営委員、自主防災委員、組長の中から、理事は会員の中から会長が指名し、総会の承認を得るものとする。	第三章 役員 第11条 左に同じ 八、各部会代表 一、会長 1名 九、監事 3名 二、副会長 2名 十、学識経験者 若干名 三、町内会長 7名 十一、交流館 2名 四、区有財産管理運営委員会 7名 五、事務局 若干名 六、会計 1名 七、環境整備組長会 8名 2 左に同じ 3 会長、副会長、監事、会計は相互に兼ねることができない 4 副会長は役員の中から会長が指名し総会の承認を得るものとする。

現 行 規 定	改 正 規 定
(役員の任務及び権限) 第12条 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、会長があらかじめ指名する副会長が会務を代行する。 3 委員及び組長は、別に定めるところによりそれぞれの会務を執行する 4 理事は、会長の命により会務を執行する。 5 監事は、次に掲げる事務を処理する。 一、財産の状況を監査すること 二、会務の執行状況を監査すること 三、財産の状況又は会務の執行について総会に報告すること 四、財産の状況又は会務の執行について不整の事実を発見した時総会を招集し報告すること	(役員の任務及び権限) 第12条 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 *削除する 5 左に同じ 一、左に同じ 二、左に同じ 三、左に同じ 四、左に同じ
(役員の任務) 第13条 役員の任期は、2年とする、ただし再選を妨げない。 2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者就任するまではその職務を行なわなければならない。	(役員の任務) 第13条 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ
(役員の解任) 第14条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において会員総数の2分の1以上の議決により、その役員を解任することができる。 一、心身の故障のため、職務に耐えられないと認められる場合。 二、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合	(役員の解任) 第14条 左に同じ 一、 二、左に同じ
(報酬等) 第15条 役員に報酬を支給する、報酬の額は別に定める。 2 役員が会務の執行に要する費用は弁償するものとする。 3 前項に関して必要な事項は、予算書に定めるほか会長が別に定める	(報酬等) 第15条 左に同じ 2 役員が会務の執行に要する費用は支弁することができる 3 左に同じ
第四章 会議 (種別) 第16条 自治会の会議は、総会、役員会及び専門委員会とし、総会は定期総会と臨時総会とする。 (構成) 第17条 総会は自治会の会員をもって構成される。 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成される。	第四章 会議 (種別) 第16条 自治会の会議は総会、役員会及び専門部会とし総会は定期総会と臨時総会とする。 (構成) 第17条 左に同じ 2 左に同じ

現 行 規 定	改 正 規 定
3 専門委員会は、会長、副会長理事及び区有財産管理運営委員会又は自主防災会若しくは組長をもって構成される。 (機構) 第18条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 一、事業計画及び収支予算書 二、事業報告及び収支決算 三、その他、自治会運営に関する重要な事項 2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 一、総会の議決した事項の執行に関する事項 二、役員会として総会に付議する事項 三、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 3 専門委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 一、総会の議決した事項のうち当該委員会の所管事項の執行に関する事項 二、その他、総会の議決を要しない当該委員会の所管事項の執行に関する事項 (開催) 第19条 定期総会は、3月に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 一、役員会が必要と認める場合 二、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があった場合 三、監事が第12条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合 3 役員会及び専門委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 一、会長が必要と認める場合 二、役員又は当該専門委員の2分の1から会議の目的を示して開催請求があった場合 三、監事から開催の請求があった場合 (招集) 第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。	3 部会は会長、副会長、正副部長、事務局、会計で構成される。 (機構) 第18条 左に同じ 一、左に同じ 二、左に同じ 三、左に同じ 2 左に同じ 一、左に同じ 二、左に同じ 三、左に同じ 3 部会は、この規約で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。 一、総会で議決した当該部会所管事項の執行に関すること 二、その他総会の議決を要しない当該部会の所管事項の執行に関すること (開催) 第19条 定期総会は、4月に開催する。 2 左に同じ 一、左に同じ 二、左に同じ 三、左に同じ 3 役員会及び部会は次の各号に該当する場合に開催する。 一、左に同じ 二、役員又は当該部会の2分の1から会議の目的を示して開催請求があった場合 三、左に同じ (招集) 第20条 左に同じ

現 行 規 定	改 正 規 定
2 総会を招集するときは、会員に対し、開会の日の5日前までにその日時場所及び目的たる事項を書面をもって通知しなければならない。 (議長) 第21条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選任する。 2 役員会の議長は、会長がその任に当たる 3 専門委員会の議長は、担当副会長がその任に当たる (定足数) 第22条 会議の定足数は、総会については会員総数の過半数以上、役員及び専門委員会については構成員の3分の2以上とする。 (議決) 第23条 会議の議決は、この規約で別に定めるもののほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 会員の評決権は平等とし、不当な取り扱いをすることはできない 3 地域社会において、世帯単位で活動し意志決定をおこなっていることが沿革的にも実態的にも是認され合理的であると認められる事項について、定足数及び議決について1世帯につき会員が所属する世帯の構成員数分の1票として取り扱うことができる、その場合においても世帯の構成員は、会員としての議決権を行使することができる、ただし、規約の変更、財務処分及び解散の議決等の決定には適用しない (特別議決) 第24条 次に掲げる事項は、前第2条の規定にかかわらず、会員の半数以上が出席しその3分の2以上の賛成による総会の議決を必要とする。 一、不動産及び重要な資産の取得又は金額500万円以上の契約事項 (書面表決等) 第25条 やむを得ない事由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。 (議事録) 第26条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 一、総会の日時及び場所 二、会員の現在人及び出席者数	2 左に同じ (議長) 第21条 左に同じ 2 左に同じ 3 部会の議長は、副会長がその任に当たる (定足数) 第22条 会議の定足数は、総会で会員総数の1/2以上、役員会及び部会については構成員の2/3以上とする。 (議決) 第23条 2 左に同じ 3 左に同じ (特別議決) 第24条 左に同じ 一、左に同じ (書面表決等) 第25条 左に同じ 2 左に同じ (議事録) 第26条 左に同じ 一、左に同じ 二、左に同じ

現 行 規 定	改 正 規 定
三、審議・議決事項 四、議事の経過の概要及びその結果 五、議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。 (緊急議案提出権) 第27条 会員は総会において議案を提出することができる、ただし、第24条に係る事項については、この限りではない。 2 前項の規定により議案を提出するときは、出席会員(代理人を含む)の3分の1以上の賛成がなければならない。 第五章 資産及び会計 (資産の構成) 第28条 自治会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 一、『別表1』記載の東大枝区有財産及び別紙財産目録記載その他の財産 二、会費 三、寄付金品 四、第1号から生ずる収入 五、事業に伴う収入 六、その他の収入 (資産の管理) 第29条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が役員会の議決を経て別に定する。 (経費の支弁) 第30条 自治会の経費は、資産をもって支弁する。 (会計年度) 第31条 自治の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。 (事業計画及び予算) 第32条 自治会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度前に総会の承認を得なければならない。 2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認を得られないときは、役員会の承認を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し支出することができる。	三、左に同じ 四、左に同じ 五、左に同じ 2 左に同じ (緊急議案提出権) 第27条 左に同じ 2 左に同じ 第五章 資産及び会計 (資産の構成) 第28条 左に同じ 一、『別表3』記載の東大枝区有財産及び別紙財産目録記載その他の財産 二、左に同じ 三、左に同じ 四、左に同じ 五、左に同じ 六、左に同じ (資産の管理) 第29条 左に同じ (経費の支弁) 第30条 自治会の経費は、資産その他をもって支弁する。 (会計年度) 第31条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び予算) 第32条 左に同じ 2 左に同じ

現 行 規 定	改 正 規 定
3 前項の収入、支出は新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。	3 左に同じ
4 自治会の予算は、一般会計及び特別会計とし、特別会計を設置し又は廃止するときは総会の議決を得なければならない。 (事業報告及び決算)	4 左に同じ
第33条 自治会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3月以内に、総会の承認を得なければならない。	第33条 自治会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後4月以内に、総会の承認を得なければならない。
第六章 規約の改正及び解散 (規約の改正)	第六章 規約の改正及び解散 (規約の改正)
第34条 この規約は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。	第34条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。
第35条 自治会は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経なければ解散することができない。 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、自治会と類似目的を有する団体又は会長が総会の議決を経て別に定める者に帰属する。	第35条 左に同じ 2 左に同じ
第七章 雑則 第36条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。	第七章 雑則 第36条 左に同じ
附 則 1 この規約は、平成13年 4月 1日から施行する。 2 第7条 第1項の規定は、この規約の施行の日現在『東大枝大字会』の会員である者には適用しない。	附 則 1 左に同じ 2 左に同じ
附 則 1 この規約は、平成15年度の定期総会の日から施行し、15年度の初めの日から適用する。 2 平成14年度における会計年度の終わりの日は、改正前の規約の規定にかかわらず平成15年2月28日とする。	附 則 1 左に同じ 2 左に同じ

現 行 規 定	改 正 規 定
	附 則 1、 この規約の変更は平成 27年 6月 6日総会の日から適用する。